

大阪府私立高等学校等学び直し支援金交付要綱新旧対照表

新	旧
<p>大阪府私立高等学校等学び直し支援金交付要綱</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>第4条 一～三（略）</p> <p>四 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（高等学校等就学支援金（以下、「就学支援金」という。）に係る新制度の対象者であった者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）に限る。）</p> <p>五 （略）</p> <p>六 学び直し支援金の支給を通算して12月（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。第6条において「令」という。）第2条第1項第1号に規定する高等学校等定時制課程等にあつては24月）以上受けていない者</p> <p>七 学び直し支援金を受給しようとする者が、生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等（この号において「単位制高等学校等」という。）に入学した者である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として当該単位制高等学校等から認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数の合計が74を超えていない者</p> <p>八 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）</p>	<p>大阪府私立高等学校等学び直し支援金交付要綱</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>第4条 一～三（略）</p> <p>四 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（高等学校等就学支援金に係る新制度の対象者であった者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する高等学校等就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）に限る。）</p> <p>五 （略）</p> <p>六 学び直し支援金の支給を通算して24月以上受けていない者</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>七 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）</p>

2 (略)

第5条 (略)

第6条 学び直し支援金は、受給資格認定者がその初日において私立高等学校等に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、一月につき、在学する私立高等学校等の授業料の月額に相当する額(その額が別表の支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額)とする。

2 受給資格認定者のうち、その保護者の収入の状況に照らして特に当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるものに対して支給される学び直し支援金に係る前項の規定の適用については、同項中「支給限度額」とあるのは、「支給限度額に加算額を加えた額」とする。

3 設置者に交付する学び直し支援金の額は、前二項に定める学び直し支援金の額を私立高等学校等に在学する全ての受給資格認定者について合算した額とする。

第7条～第17条 (略)

附 則 (略)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年6月18日から施行し、令和元年度の事業から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月7日から施行し、令和2年度の事業から適用する。

2 (略)

第5条 (略)

第6条 学び直し支援金の額は、毎年度、受給資格認定者について法第3条第2項第2号の規定の適用がないとしたならば、法第5条第1項及び第2項、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号)第3条(第5号を除く。)、第4条第1項及び第2項並びに省令第5条第1項及び第2項の規定により算定される額に相当する額とする。

(新設)

(新設)

第7条～第17条 (略)

附 則 (略)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年6月18日から施行し、令和元年度の事業から適用する。

(新設)

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前から学び直し支援金の受給資格の認定を受けている者については、第4条第1項第6号及び第7号の規定は、令和2年7月1日から適用する。

(別表)

		<u>定額授業料の場合</u>	<u>単位制授業料の場合</u>
<u>高等学校 全日制</u>	<u>支給限度額</u>	<u>9,900 円/月</u>	<u>4,812 円/単位</u> ※通算 74、年間 30 単位まで
	<u>加算額</u>	<u>14,850 円/月</u>	<u>7,218 円/単位</u>
<u>高等学校 定時制</u>	<u>支給限度額</u>	<u>9,900 円/月</u>	<u>4,812 円/単位</u> ※通算 74、年間 30 単位まで
	<u>加算額</u>	<u>14,850 円/月</u>	<u>7,218 円/単位</u>
<u>高等学校 通信制</u>	<u>支給限度額</u>	<u>9,900 円/月</u>	<u>4,812 円/単位</u> ※通算 74、年間 30 単位まで
	<u>加算額</u>	<u>14,850 円/月</u>	<u>7,218 円/単位</u>
<u>中等教育学校 後期課程</u>	<u>支給限度額</u>	<u>9,900 円/月</u>	<u>4,812 円/単位</u> ※通算 74、年間 30 単位まで
	<u>加算額</u>	<u>14,850 円/月</u>	<u>7,218 円/単位</u>
<u>特別支援学校 高等部</u>	<u>支給限度額</u>	<u>9,900 円/月</u>	＝
	<u>加算額</u>	<u>14,850 円/月</u>	＝
<u>高等専門学校 (1～3学年)</u>	<u>支給限度額</u>	<u>9,900 円/月</u>	＝
	<u>加算額</u>	<u>14,850 円/月</u>	＝
<u>専修学校 高等課程・一般課程 昼間学科</u>	<u>支給限度額</u>	<u>9,900 円/月</u>	<u>4,812 円/単位</u> ※通算 74、年間 30 単位まで
	<u>加算額</u>	<u>14,850 円/月</u>	<u>7,218 円/単位</u>

(新設)

専修学校 高等課程・一般課程	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位
専修学校 高等課程・一般課程	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	通信制学科	14,850 円/月	7,218 円/単位
各種学校	支給限度額	9,900 円/月	＝
	加算額	14,850 円/月	＝